

秋田大学附属図書館講義収録システム利用要項

平成 28 年 8 月 10 日

附属図書館長 裁定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、秋田大学附属図書館講義収録システム（動画収録・編集用機器および収録のための室をいう。以下「収録システム」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用範囲)

第 2 条 収録システムは、本学の教育に関する事業及び業務のために利用することができる。

(資格)

第 3 条 収録システムを利用できる者は、秋田大学の教職員、名誉教授及び非常勤講師とする。

(利用時間)

第 4 条 収録システムを利用できる時間は、平日の午前 8 時 30 分から附属図書館の閉館時間までの間とする。この場合において、利用者は午後 5 時までに収録システムの利用を開始するものとする。

(利用申込)

第 5 条 収録システムを利用しようとする者は、所定の申請書を利用日の前日までに中央図書館サービスデスクへ提出しなければならない。

(動画の編集)

第 6 条 収録システムを利用し動画を収録した者は、その動画の編集のために図書館の用意する動画編集用機器を利用することができる。

(機器の操作)

第 7 条 収録システム及び動画編集用機器の操作は、原則として図書館が定める操作方法により、利用者自身が行うものとする。

(データの管理及び保存)

第 8 条 収録したデータは、利用者が管理保存するものとし、附属図書館では保存しない。

2 収録データの保存メディアは利用者自身が用意するものとする。

(施設・設備の保全等)

第 9 条 利用者は、施設・設備の破損及び汚損の防止に留意しなければならない。

2 利用者は、その責に帰すべき事由により施設・設備を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この要項は、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。